

## 2016 年度 第 20 回 知財コンサルティングセンター (PCIP) 会員セミナー

### 専利侵害事件に関する最高裁の司法解釈 (二)

主催：知財コンサルティングセンター (PCIP) <<http://pcip.jp/>>

講師：PCIP 会員 中国弁理士 譚 粟元 氏

日時：平成 28 年 9 月 23 日 (金) 18:30~20:00 懇親会：20:00~21:00

場所：(公社) 日本技術士会 C,D 会議室 (葺手第 2 ビル 5 階)

概要：

今年の 4 月 1 日より新しく施行された中国専利権侵害案件に関する司法解釈 (以下、司法解釈 (二) をいう) には、訴訟の迅速化、クレームの権利解釈、意匠権侵害の認定、補償金請求権、間接侵害、差し止め請求権の例外及び賠償金請求時における立証責任の軽減などの条文が定められている。本講義は、代表的な凡例を幾つか紹介しながら司法解釈 (二) のポイントを分かりやすく解説することによって、専利権を行使する又は行使される際、或いは専利の権利化を図る際に注意すべき事項を理解していただくことを目的とする。

#### ●セミナー風景



PCIP 会員 10 名、技術士会会員 3 名、一般 5 名、の参加がありました。

#### ●講演内容の概略

中国における専利侵害に関する最新の司法解釈である「司法解釈 (二)」について、特に留意が必要な項目について各種判例を挙げての、また、日本の場合と相違する解釈については、その点も含めた講義内容であった。

### (1) 侵害訴訟の迅速化

中国では、侵害訴訟と無効審判の取り消し訴訟とが一本化されていないので、ともすれば訴訟が長期化する虞がある。そこで、長期化の防止のため、侵害訴訟では無効審判における無効決定のみを根拠として起訴却下が可能である。この点、日本と異なり留意が必要である。

### (2) クレームの権利解釈

専利（特許）権のクレーム中に、いわゆる記載不備（実施可能要件、明確性要件、サポート要件不充足）があったとしても、裁判所は誤記以外の記載不備については判断することができない。従って、記載不備での無効審判が提起されている場合は、裁判を中止しなければならず、一方、無効審判が提起されていない場合は、クレームの記載のみに基づいて権利範囲を特定しなければならない。

クレーム中の誤記については、裁判所が判断できるが、クレームの解釈についてどのように判断しても「唯一の理解」となる場合のみ、誤記があっても、本専利権が意図するものを認定して判断することができる。しかし、中国には訂正できる機会がないため、専利権中の誤記を訂正することはできず、上記の場合のみ、誤記が裁判で不利に判断されることはない。一方、「唯一の理解」が得られない場合は、誤記として認められず、クレームの記載の通りに権利範囲が解釈され権利侵害が判断される。

その他、留意すべき点として、均等論、数値範囲の臨界的意義等がある。「均等」については、侵害者の均等実施形態が、均等論より厳格に判断されるので、専利権が「機能的」に記載されている場合、「構成」が明確に記載されて権利範囲が特定されている場合より、権利範囲が狭く解釈されるおそれがある、というより権利侵害と判断されない範囲が広いおそれがあるため留意が必要である。「数値範囲の臨界的意義」については、臨界的意義が記載されている場合、わずかでも範囲からはずれていると、非侵害と判断される。これについては、臨界的意義の記載内容にもよるが、明確な排除記載がなされている場合は日本でも同じであろうと思われる（葛谷）。

### (3) 意匠権侵害

日本には無い意匠権として「組立意匠」があり、「組立意匠」の場合、権利の侵害、非侵害の判断が難しい。例えば、組立品を構成している個々の要素の同一、類似の判断はされず、組立品の同一、類似のみが判断され、また個々の要素が一つでも欠けている場合は非侵害と判断される。

### (4) 補償金請求権

特許（専利）の公開時と公告時において、保護範囲が一致していない場合、公開から公告までの間の第三者の実施内容が、公開時又は公告時のどちらか一方の範囲にしか当てはまらない場合は、補償金請求権を行使できない。これは日本でも同じであろうと思われる（葛谷）。

### (5) 間接侵害

客観的要件、主観的要件において概ね日本と同様な判断がなされる。

### (6) 差し止め請求権の例外

善意の許諾譲渡・譲渡は差し止め請求権の対象であるが、合理的な対価を支払って得た専利権侵害品の善意の使用については差し止め請求できない。ただし、使用者は合理的対価の支払いの立証責任がある。

### (7) 賠償金請求時の立証責任の軽減

一定の条件のもと、権利者は、侵害人に対して権利侵害に係る帳簿や資料の提示を求めることができ、正当な理由なく当該提示を拒むことはできない。もし、提示を拒否したり、虚偽の提示をしたりした場合、裁判所は、権利者の主張及び提供された証拠に基づき侵害による利益を認定することができる。

●所感

中国における専利権侵害に関する最新の司法判断について判りやすくご講義いただき、中国での知財権保護、及びビジネス遂行における貴重な指針となった。

以上、知財コンサルティングセンター（P C I P） 企画幹事 葛谷 稔